

第5章 計画の体系及び主な事業の内容

《 計画の体系 》

大項目	小項目	事業名
1 計画の改定等 と推進	(1) 計画の改定等と推進	① 「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」の見直しと推進 ② 「障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）」の推進と次期計画の策定
2 障がい者を支 える環境づく り	(1) 障がい者の権利保障	① 障がい者差別解消の取り組み
		② 障がい者虐待防止の取り組み
		③ 権利擁護センターみたかの運営の充実
		④ 投票環境の向上
	(2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
		② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
③ 避難所運営体制の強化		
(3) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進	
	② 心のバリアフリーの推進	
	③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上	
	④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討	
	⑤ 広報・啓発活動の充実	
	⑥ 地域住民の理解促進	
3 相談機能の充 実と障がい者 の視点に立っ た支援体制の 確立	(1) わかりやすい情報提供	① わかりやすい情報提供の充実
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備
		③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる活用
	(2) 相談機能の充実	① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実
		② 障がい者ケアマネジメント体制の推進
		③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の整備
(3) 福祉サービス利用者への支援	① 福祉サービス利用援助事業の推進	
	② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進	
4 社会参加と交 流の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進	① 高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実
		② 社会参加の条件整備
		③ 利用しやすい移動手段の確保
		④ コミュニケーション支援の充実
		⑤ 文化芸術活動の推進
	(2) 障がい者の就労の推進	① 一般就労の推進
		② 雇用側への積極的な働きかけ
		③ 福祉的就労の充実
		④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
		⑤ 市における雇用・就労体験の機会充実
	(3) 交流の推進	① 支え合う意識づくり
		② 福祉教育の推進
		③ 図書館利用における高齢者・障がい者等への支援

大項目	小項目	事業名
5 地域における 自立生活の支 援	(1) 障害者総合支援法の適切な運営	① 障がい者自立支援事業の推進
		② 障害者総合支援法の見直しへの対応
		③ 障がい者等に関する調査の実施
	(2) 障がい者（児）の自立生活支援	① 北野ハピネスセンターの効果的な運営
		② 地域生活支援拠点の整備
		③ 家族支援の充実
		④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
		⑤ 地域移行・地域定着支援の充実
		⑥ 退院・退所後の居場所の確保
		⑦ 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
		⑧ 精神障がい者施策の充実
		⑨ 高齢障がい者への支援
(3) 障がい児の生活支援	① 子ども発達支援センターの機能の充実	
	② 障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充の検討	
	③ 教育支援の充実	
	④ 早期療育・早期支援のための各関係機関の連携	
	⑤ 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実	
	⑥ 障がいのある児童の保育の充実	
	⑦ 放課後等支援の充実	
	⑧ 将来を見通した支援	
	⑨ 医療的ケア児への対応の充実	
6 自立支援のため の基盤整備 とサービスの 質の確保	(1) 施設整備の推進	① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
		② 障がい者福祉施設の整備
	(2) 障がい者福祉施設の充実	① 障がい者グループホームの設置の支援
		② 民間障がい者施設への支援
	(3) サービスの質と人財の確保	① 障がい者を地域で支える担い手の確保
		② 第三者評価事業の推進と支援
③ 社会福祉法人に対する指導検査の充実		
④ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築		
7 推進体制の整 備	(1) 計画の推進体制	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
		② 関連個別計画との連携・整合
	(2) 関係機関等との連携	① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
		② 福祉総合案内の充実
		③ 関係団体等との連携による施策の充実

《 主な事業の内容 》

1 計画の改定等と推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の実現をめざし、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

計画の策定にあたっては、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取り組みの成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。

また、計画の推進のためには、行政や市民、各種団体等それぞれが役割を担い、多様なネットワークを構築・発展させながら施策を実施していくための連携を図っていきます。

(1) 計画の改定等と推進

1-(1)-①「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」の見直しと推進

「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」を見直し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の見直しにあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

（「地域福祉計画 1 - (2) - ①」参照）

1-(1)-②「障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）」の推進と次期計画の策定

「障がい者等の生活と福祉実態調査」の結果や障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえ策定した「三鷹市障がい者（児）計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）」を推進し、障がい者や障がい児に係る総合的な施策の推進を図ります。

計画の推進にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図り、進捗状況の分析・評価を行い、必要な見直しを適切に行っていきます。

2 障がい者を支える環境づくり

障がい者が当たり前社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がい者を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除き、バリアフリーのまちづくりを推進します。

また、地域におけるボランティア活動等地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めるとともに、災害時の避難や安否確認等、地域ぐるみの防災対策や支援体制づくりを推進します。

(1) 障がい者の権利保障

2-(1)-① 障がい者差別解消の取り組み

平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を進めます。

また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会などを通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

2-(1)-② 障がい者虐待防止の取り組み

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の啓発に努めるとともに、障がい者に対する虐待を発見した場合等における関係機関とのさらなる連携の強化・緊密化により、速やかな問題の解決に取り組みます。

2-(1)-③ 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

（「地域福祉計画 4 - (2) - ①」参照）

2-(1)-④ 投票環境の向上

平成 25 年（2013 年）6 月の公職選挙法一部改正及び、平成 28 年（2016 年）4 月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、関係機関等と連携した障がい者の投票環境の向上に努めます。

(2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

2-(2)-① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取り組みのひとつとして、7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク推進事業」については、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流など、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。また、今後の事業展開について、各ケアネットの主体性がより発揮できるよう、運営体制の充実を含めた効果的な事業のあり方を関係団体と協議・検討します。

(「地域福祉計画 2 - (2) - ①」参照)

2-(2)-② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づき作成した高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署など避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図るとともに、平常時からのゆるやかな見守りなど、「コミュニティ創生」の取り組みのひとつである市民相互の支え合いの仕組みづくりに取り組む町会・自治会等の拡充を図ります。

(「地域福祉計画 2 - (2) - ②」参照)

2-(2)-③ 避難所運営体制の強化

災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。また、避難所を効率的かつ適切に運営するため、避難所開設・運営訓練を行い、課題を抽出のうえ避難所運営マニュアルの見直しを行います。

要介護度や障がいの程度などから避難所での生活が困難な方については、三鷹市地域防災計画に基づき、福祉避難所に指定している福祉拠点への入所を要請することとしています。引き続き、福祉避難所の収容人数拡充を図るため、市内の民間福祉施設との災害時応援協定の締結による福祉避難所指定を推進し、福祉避難所の拡充に努めていくとともに、各施設の特性を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアルを整備していきます。

(3) バリアフリーのまちづくり

2-(3)-① バリアフリーのまちづくりの推進

さまざまな事業主体のバリアフリー化への取り組みを踏まえ、「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022 (第1次改定)」を改定し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

市営住宅・市民住宅・都営住宅等の公共住宅申込みに関する相談や高齢世帯の住み替え相談への対応などとともに、老朽化した家屋の修繕・増改築に関する相談など、きめの細かい

住宅に関する相談事業の充実を図ります。これにより、高齢者や障がい者なども含めた誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向けた住宅施策を推進します。

(第4次基本計画(第1次改定)「第3部-第3 住環境の改善」、「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照)

2-(3)-② 心のバリアフリーの推進

- ① 高齢者や障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。
- ② 心のバリアフリーを推進するには、高齢者や障がい者と積極的に交流し、理解しあうことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。敬老のつどいやみたかスポーツフェスティバルには多くのボランティアが参加しています。これからもボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

(「地域福祉計画3-(2)」参照)

2-(3)-③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上

JIS規格の改正を踏まえて策定した「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、誰もが必要な情報を支障なく利用できるよう、引き続きウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。また、利用者ニーズの変化や新たな技術開発等を注視しつつ、より一層誰もが使いやすいデザインの採用、直感的な操作や新たなデバイスへの対応などを検討します。

(第4次基本計画(第1次改定)「第2部-第1 情報環境の整備」参照)

用語の説明	ウェブアクセシビリティ
ウェブ(インターネット上で標準的に用いられている、文書の公開・閲覧システム)を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、ウェブで提供されている情報に問題なくアクセスし、機能を利用できること。	
用語の説明	デバイス
コンピューターに接続して使うあらゆるハードウェアのこと。マウス、キーボード、プリンター、ディスクドライブなど、あらゆる装置のこと。	

2-(3)-④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討

平成27年(2015年)12月から公開しているホームページのスマートフォン専用サイトの検証・改修を行うとともに、引き続きソーシャルメディア等の新しいメディアや情報通信機器を活用した市政情報の発信の充実等を検討します。

用語の説明	ソーシャルメディア
インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア。代表的なものは、ブログ、Facebook や Twitter 等の SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、YouTube やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE 等のメッセージングアプリ。	

2-(3)-⑤ 広報・啓発活動の充実

障がいなどにより援助を必要とする人が携帯し、緊急時などに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」の適切な配布を行うとともに、市報や公共交通機関への広告や、小・中学校との連携などにより、市民へのさらなる周知・普及に努めます。「ヘルプマーク」についても、さらなる周知・普及を図るため、活用方法について検討します。

また、障がいの特性やサポート方法などをまとめた市民向けリーフレットなどを活用して、外見からはわかりにくい障がい（聴覚障がい、内部障がいなど）について周知を図るとともに、市民後見人など関係者への啓発を積極的に行います。

2-(3)-⑥ 地域住民の理解促進

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業などで地域の子どもがかかわるきっかけづくりを進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、大会終了後も障がい者への理解が一層進むよう、地域住民の理解を促進するための活動を積極的に行います。

また、地域ケアネットワークなどと連携し、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めていきます。

コラム

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

経済産業省において、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とするため、平成 29 年(2017 年)7 月 20 日、JIS Z8210(案内用図記号)が改正され「ヘルプマーク」も追加されました。これにより、「ヘルプマーク」が全国共通のマークになるため、多様な主体が多様な場所で活用・啓発できるようになり、広く普及し、認知度の向上も期待されます。

また、ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。



<東京都作成のポスター>



<三鷹市のヘルプカード>

3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

地域での生活を支える医療や福祉サービスを、必要な時に誰もが利用できるまちづくりをめざします。そのため、障がい特性やライフステージ(年齢にともなって変化する生活段階)に対応したわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、身近な相談窓口の充実を図ります。

平成 28 年度(2016 年度)に設置した基幹相談支援センター、市役所の相談窓口と各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の機関を中心に、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークを確立し、市民の身近で相談・支援できる体制の整備を推進します。

また、成年後見制度の利用の促進、普及を図ることにより、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(1) わかりやすい情報提供

3-(1)-① わかりやすい情報提供の充実

障がい者やその家族からの多様な情報の提供に対する要望は強く、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT(情報通信技術)の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進します。

また、利用者の立場に立ち、福祉サービス等の情報がわかりやすく確実に届くように努めます。

例えば地域での暮らしを具体的にイメージできるような情報発信の方法について検討するとともに、市役所の窓口対応においては、ルビを振り、絵や図を使った資料の活用、筆談や読み上げ等により理解を助けます。

3-(1)-② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備

ライフステージに対応した福祉サービス等の情報を、障がい当事者や家族の立場に合わせて、わかりやすく提供できるよう努めます。特に、ステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、子ども・成人・高齢者の制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成するとともに、公的機関を含めた各事業所で情報共有できるようにすることで、ライフステージによって支援が分断されない仕組みをつくります。ライフステージに切れ目なく、障がいの特性に応じたサービスを提供できるよう、障がい当事者や支援者が積極的に参画できる機会をつくります。

また、学校卒業後(18歳以降)の支援を充実させるため、生活介護事業所や就労継続支

援事業所での活動終了後の時間（夕方から夜にかけての時間など）の居場所・過ごし方について検討を進めます。

3-(1)-③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる活用

「障がい者のためのしおり」を、障害者手帳の交付時に配布するだけでなく、当事者・支援者が立ち寄る機会が多い医療機関の待合室や、多くの人の目に触れる場所への設置などを検討し、配布機会を拡大します。

また、障がい種別ごとに必要な情報をまとめたリーフレットの作成及び視覚障がい者に対しては、点字版の作成を検討します。

（２）相談機能の充実

3-(2)-① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うとともに、発達障がい・高次脳機能障がい等の専門相談、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上、地域移行のコーディネート等多様な業務、地域の実情に応じた体制を整備することを目的として、平成 28 年（2016 年）4 月に開設した基幹相談支援センターの円滑な運営を進めます。

運営に際しては、基幹相談支援センターが担っている市内相談機関等のつなぎ役・リード役などの役割・機能を充実させ、相談支援の取り組みを進めます。

また、障がい者地域自立支援協議会と連携し、指定特定相談支援事業者の拡充をはじめとした相談支援体制の強化を図ります。

3-(2)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント体制の整備を検討します。

用語の説明	ケアマネジメント
援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。	

3-(2)-③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の整備

分野にかかわらず、まず「受け止める」相談窓口を充実させます。

また、相談窓口を利用しやすくなるよう、「障がい者のためのしおり」に市内の相談支援機関のマップを掲載します。

(3) 福祉サービス利用者への支援

3-(3)-① 福祉サービス利用援助事業の推進

知的障がい者、精神障がい者等に対し、基幹相談支援センターを中心に、成年後見制度の利用支援や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を推進し、より利用しやすい方策等についても検討していきます。

3-(3)-② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進

サービス等利用計画の作成支援を通じ、障害福祉サービスを必要としている方に適切な支援が行き渡るよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）により、的確なニーズ把握に努めます。

4 社会参加と交流の推進

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、就労をはじめ、外出の支援、交流等により社会参加の支援・促進に努めます。

特に就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者と地域住民との相互理解を深めていく地域交流・世代間交流を充実し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

(1) 障がい者の社会参加の促進

4-(1)-① 高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実

高齢者や障がい者がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野と連携した取り組みを進めるとともに、スポーツ施設におけるバリアフリー化を進める他、大学等と連携したサポート体制の取り組みについて検討します。

(第4次基本計画(第1次改定)「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照)

4-(1)-② 社会参加の条件整備

障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣や文化スポーツ活動への参加を推進し、バリアフリーのまちづくりをはじめとした参加の条件整備を図ります。

4-(1)-③ 利用しやすい移動手段の確保

外出機会の創出を図るため、市内の交通不便地域において、コミュニティバスを運行しています。また、引き続き、市内で運営されている福祉有償運送事業者(NPO 法人みたかハンディキャブ)への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がい者に対して福祉タクシー券(助成券)を配布し、移動手段の確保に取り組みます。

4-(1)-④ コミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会を創出します。

4-(1)-⑤ 文化芸術活動の推進

障がい者作品展の開催や、図書館サービスの充実等を通じ、自己実現を図れるよう活動の

ための環境づくりを推進していきます。

(2) 障がい者の就労の推進

4-(2)-① 一般就労の推進

障がい者就労支援センター「かけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、一般就労をめざす障がい者に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに、障がいの種別に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため、教育からの連携ができる就労支援策や、事例検討会などを通じて就労支援の理解者や担い手を増やす取り組みを検討します。

4-(2)-② 雇用側への積極的な働きかけ

雇用者向けのパンフレットを作成するなどして、様々な雇用事例や補助制度等についての情報を、障がい者就労支援センター「かけはし」などを通じて雇用側に積極的に伝えていくことで、雇用側の不安を払しょくするよう努めます。

商工会等と連携し、雇用経験のある企業が、仕事や雇用の仕方などの経験を地域の中で話せる機会や、雇用側と働く側の経験交流ができる機会を設けて、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。

4-(2)-③ 福祉的就労の充実

障がい者の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）を中心に、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、障がい者の工賃及び勤労意欲の向上に取り組めます。

4-(2)-④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携

就労後の職場定着を支援するため、障害者就労支援センター「かけはし」を中心に、障がい者、家族、企業への助言など就労後の支援をきめ細かく行うとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいに合わせた就労支援と生活支援の連携強化を図ります。

また、就労定着支援をどこが担い、地域でどのような体制をつくっていくか検討します。

4-(2)-⑤ 市における雇用・就労体験の機会充実

福祉的就労から移行して一般就労をめざす障がい者を対象に、市役所における就労体験の場を提供し、就労支援の充実を図るとともに、引き続き障がい者の雇用促進に向けた取り組みの推進に努めていきます。

(3) 交流の推進

4-(3)-① 支え合う意識づくり

住み慣れた地域で安心して健康で暮らしていくうえで、地域の人々がお互いに助け合うことが欠かせません。そのためには、お互いを支え合うことが大事だという意識が地域の人々の間に広く、深く浸透している必要があります。その意識づくりの仕組みを検討します。

4-(3)-② 福祉教育の推進

障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がい者の地域での自立した生活と社会参加の促進が図られるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し福祉教育を推進します。

用語の説明	ノーマライゼーション
障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。	
用語の説明	インクルーシブ教育
障がいのある人と障がいのない人が、ともに学ぶこと。インクルーシブとは、「包括的な」「包み込む」という意味。	

4-(3)-③ 図書館利用における高齢者・障がい者等への支援

図書館の利用にさまざまな理由で困難がある市民へのサービスを検討し、図書館サポート一等のボランティアの協力も得て推進します。

(第4次基本計画(第1次改定)「第7部-第1 生涯学習の推進」参照)

5 地域における自立生活の支援

障がい者が、障害福祉サービスをはじめ保健・医療サービス等様々なサービスを利用しながら自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画によって、個々の障がいに合わせた支援の内容やあり方、方法を検討し効果的なサービス提供を進めます。

また、障がいの種別や程度に関わらず地域において自分らしく暮らすことができるよう、多様な日中活動の場や、居住の場の確保を推進するとともに、空き家等対策事業などとの連携による場の確保についても検討を進めます。

(1) 障害者総合支援法の適切な運営

5-(1)-① 障がい者自立支援事業の推進

5-(1)-② 障害者総合支援法の見直しへの対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と連携して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場及び支援システムの整備を推進します。

また、平成 30 年（2018 年）4 月施行の改正障害者総合支援法等、国の動向を注視しながら、新たな制度への適切な対応に努めます。

5-(1)-③ 障がい者等に関する調査の実施

障がい者等へのきめ細かなサービス提供に資するため、障害者手帳の保持者のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者や、精神科病棟等の長期入院者、障がい者施設入所者等を対象とした実態調査に取り組みます。

(2) 障がい者（児）の自立生活支援

5-(2)-① 北野ハピネスセンターの効果的な運営

平成 30 年度（2018 年度）より、さらなる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るために、成人部門の事業を含む北野ハピネスセンターの管理運営に関する業務を指定管理者に移行するとともに、生活介護事業の充実のための新たなサービス（給食・入浴サービス）の提供を行います。

また、今後は障害福祉サービスのニーズ等も踏まえ、より効果的なサービス提供が可能となるよう施設の有効活用を進めます。

5-(2)-② 地域生活支援拠点の整備

障がい者の施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題に対応するため、障がい福祉計画の策定における国の基本方針に基づき、地域生活支援拠点を整備します。

地域生活支援拠点は、相談支援事業所間のさらなる連携を図ることにより相談機能を充実させ、居住体験の機会や場の提供、緊急時に受入れ可能なショートステイの確保やコーディネート機能の充実など、障がい者が地域で生活するために必要な支援を、地域の支援機関等が連携して提供する面的な体制として、段階的な整備と充実を図ります。また、生活全般についての相談に24時間対応できる体制を検討します。

地域生活支援拠点の整備にあたっては、市内の様々な相談支援機関が、相談に対してどのような困りごとを抱えているのかを調査し、地域生活支援拠点の活動に活かしていきます。

5-(2)-③ 家族支援の充実

障がい者施設・団体等との連携により介助者からの相談対応体制の充実を図るとともに、家族や施設・団体職員等を対象とする研修、公開講座等の充実、情報提供、情報交換等活動支援を引き続き行っていきます。

また、家族介護者の介護負担軽減のため、レスパイト目的のショートステイ・一時保護の拡充を図るとともに、在宅の重症心身障害児等へのレスパイト事業を進めます。

用語の説明
レスパイトとは「休息」「息抜き」「小休止」という意味。在宅で介護を受けている障がいのある人が福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるようにする支援。

5-(2)-④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の福祉と生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を促進するとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進めていきます。

5-(2)-⑤ 地域移行・地域定着支援の充実

医療機関・福祉施設等との連携により、情報や課題を共有・検討することで、退院可能な精神障がい者や地域生活が可能な入所中の知的障がい者等の把握に努めるとともに、本人の意向等を尊重しながら、安心して退院・退所できる体制づくりなどの取り組みを通じ、長期入院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。

退院・退所した方に対しては、相談や訪問、同行などの地域定着支援を進め、障害福祉サービスや、関係機関につなげるなどして、地域での生活を支えます。

また、入院当初より医療機関と連携することで、長期入院に至らないよう支援を丁寧に進めます。

5-(2)-⑥ 退院・退所後の居場所の確保

地域活動支援センターの機能向上などにより、日中の活動場所の確保を図ります。また、空き家の利活用に向けた検討を行うとともに、TOKYO チャレンジネットの活用など、様々な支援策についての情報提供を積極的に行っていきます。

用語の説明

TOKYO チャレンジネット

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、生活支援・居住支援・資金貸付及び厚生労働省と連携した就労支援等のサポート事業を実施することにより、自立した安定的な生活を送れるようにすることを目的とした制度。

5-(2)-⑦ 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

高齢者・障がい者が民間賃貸住宅に入居しやすい環境を整えるとともに、いつまでも自立して住み続けることが可能となるような支援体制を推進します。

(「地域福祉計画3-(4)-①」参照)

5-(2)-⑧ 精神障がい者施策の充実

精神障がい者が地域で生活できるよう、指定相談支援事業者や関係機関と連携しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

5-(2)-⑨ 高齢障がい者への支援

障がい者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障害福祉サービスが提供できるようサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定が受けやすくなる「共生型サービス」について、国の動向を踏まえ、当事者にとって適切な対応をしていきます。

コラム

地域共生社会

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

地域共生社会の実現には、4つの柱(地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大活用)があり、そのうちのひとつの柱である「地域を基盤とする包括的支援の強化」として「共生型サービス」は位置づけられています。

(3) 障がい児の生活支援

5-(3)-① 子ども発達支援センターの機能の充実

平成 29 年（2017 年）4 月に地域の中核的な療育支援施設として、三鷹中央防災公園・元気創造プラザに開設した「子ども発達支援センター」の機能を充実させます。子ども発達支援センターでは、総合保健センターをはじめとして、保健、医療、福祉、教育の連携により、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に係るワンストップサービスの構築に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関とのネットワークを構築し、包括的に子どもの発達を支援します。

5-(3)-② 障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充の検討

学童保育所の運営及び施設整備等に係る経費負担の適正化を図るため、学童保育所育成料の見直しや障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充、学童保育を含めすべての児童に向けた放課後の取り組みのあり方について検討します。

（「子ども・子育て支援計画 4 - (4) - ③」参照）

5-(3)-③ 教育支援の充実

市内全小学校に設置が完了した「校内通級教室」において、巡回指導を行い、通常の学級に在籍する児童についても、通常の学級担任と巡回指導教員等との連携により、特性に応じた指導と支援を推進します。また、一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を踏まえた固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方及び中学校における校内通級教室等のあり方を検討するとともに、子ども発達支援センターとの連携を図りながら、教育支援の充実を図ります。

用語の説明
障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁(日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの)を取り除くために必要で合理的な配慮をすること。

5-(3)-④ 早期療育・早期支援のための各関係機関の連携

心身の発達等に課題があると思われる児童・青少年に対して、早期発見、早期介入、早期療育や早期支援のシステムの充実を図ります。また、地域における一貫した療育支援やメンタルヘルスの支援体制を、保健・医療・福祉・教育との緊密な連携により推進していきます。

5-(3)-⑤ 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

今後予測される発達障がいを主とした療育支援対象児の増加に対応できるよう、専門療育の提供体制の充実を図るとともに、発達障がいのある子育てを経験した親が、障がいのある子どもや親に寄り添い、相談を受けるペアレントメンター事業を進めます。

また、地域で気軽に相談できる環境を整えるなど、発達障がいのある15歳の義務教育終了後から18歳までを地域で支える仕組みを検討します。

5-(3)-⑥ 障がいのある児童の保育の充実

発達に課題のある児童が増加する傾向にあることから、児童にとって望ましい、仲間との生活環境を整備していきます。また、保育・教育内容については、よりよい時期に、ふさわしい支援が図れるよう、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に開設された子ども発達支援センターの事業展開につなげていきます。

(「子ども・子育て支援計画6-(4)-①」参照)

5-(3)-⑦ 放課後等支援の充実

放課後等デイサービスの質の向上及び主に重症心身障害児を支援する新規事業者の参入促進を図るとともに、引き続き日中一時支援事業の拡充を図ります。

また、放課後・休日の活動充実につながるよう、移動支援の周知を図ります。

5-(3)-⑧ 将来を見通した支援

発達に課題があると思われる児童に対して、ライフステージに応じた適切な切れ目のない支援体制を確立するため、発達支援ネットワークを活用して、教育や保健所、民間事業者といった公私様々な関係機関と連携しながら、将来を見通した療育支援を行います。

また、障がい児や、その家族の立場に立ち、ライフステージに対応した福祉サービスの利用方法等をわかりやすく情報提供します。

5-(3)-⑨ 医療的ケア児への対応の充実

医療的ケア児が日常生活を送るために必要な支援を充実させるため、障がい者福祉施設の整備を推進するとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の検討及び縦横の連携促進を進めます。

用語の説明	医療的ケア児
医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。	

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、グループホームの設置を支援するとともに、障がい者が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。

また、安心してサービスを選択し、利用することができるよう、サービス提供事業者の第三者評価事業の推進やサービスの担い手の育成により、サービスの質の確保・向上に努めます。

(1) 施設整備の推進

6-(1)-① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備されたことに伴い、同施設内の他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

(「地域福祉計画4-(1)-①」参照)

6-(1)-② 障がい者福祉施設の整備

調布基地跡地の土地利用計画において、三鷹市、府中市、調布市の三市共同で設置することとしている三鷹市担当分の障がい者福祉施設として、重症心身障害児(者)を対象とした施設を整備します。整備の検討にあたっては、今後の障がい福祉施策の動向とニーズ等を踏まえるとともに、建設・運営コストを抑制しつつ効果的な施設運営が行えるよう、施設内容、事業手法及びスケジュールについて三市の検討・協議を進めます。事業者選定にあたっては、公募提案方式を採用し、三市共同で事業者選定委員会を設置して事業者の評価・選定を行います。

(2) 障がい者福祉施設の充実

6-(2)-① 障がい者グループホームの設置の支援

障がい者グループホームへの家賃及び施設借上費の補助を継続的に実施し、障がい者の地域社会の受け皿となるグループホームの利用定員の拡充を図ります。

6-(2)-② 民間障がい者施設への支援

特別支援学校等を卒業し、地域で受け入れが求められる障がい者が利用可能な施設を確保するため、入所・通所あるいは住まいの場となる民間障がい者施設建設計画への支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の日中活動の場、居住の場の確保に向けて、施設整備の支援を推進します。

コラム

調布基地跡地福祉施設(仮称)整備に係る基本プラン(平成29年(2017年)6月)

調布基地跡地については、昭和49年(1974年)に米軍から全面返還されて以来、貴重な大規模空地の有効活用を図るため各関係機関の間で協議が進められてきました。平成5年(1993年)10月には、東京都から「調布基地跡地土地利用計画」が示され、三鷹市、府中市、調布市の市長、議長で構成されている調布基地対策協議会において合意され、これに基づき、国、東京都、三市により事業を推進してきたところです。

平成26年度(2014年度)には、「調布基地跡地福祉施設開設研究会」を設置し、整備の考え方、手法、スケジュール等の検討を進める中で、三市に共通する障がい福祉施策に関する課題を洗い出し、不足している地域資源やサービス種別などに対する各市の認識を共有する作業を積み重ねてきました。この研究会での検討結果を踏まえ、平成29年(2017年)6月、三市の共通課題に対する対応策として「調布基地跡地福祉施設(仮称)整備に係る基本プラン」をとりまとめました。

基本プランでは、重症心身障害児(者)の日中活動の場の不足や、介護者のレスパイト機能の不足などを挙げています。そのため、重症心身障害児(者)が地域で暮らしつづけるために求められる3つの機能(日中活動の場としての機能・レスパイトケア機能・緊急時対応(宿泊)機能)を備えた施設整備を図り、三市共通の課題に対応します。

<施設整備の基本となる基準>

・生活介護(重心通所指定)※入浴サービス付	定員 20人
・短期入所(重症心身障害児(者)等向け)	定員 15人
・短期入所(知的障がい者向け)	
・児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援等	定員 10人
・希望者に送迎サービスを提供できる体制	三市全域

<事業スケジュール>

平成29年度(2017年度)	基本プラン確定、公募・事業者選定(三市)
平成31年度(2019年度)	着工(事業者)
平成32年度(2020年度)	竣工(事業者)
平成33年度(2021年度)	供用開始(事業者) サービス提供開始

(3) サービスの質と人材の確保

6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

引き続きヘルパー養成研修等の実施や、地域ボランティアの養成、福祉の仕事についての啓発などによって、障がい者を地域で支える担い手の確保に努めます。

また、処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパー不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

6-(3)-② 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関における評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

(「地域福祉計画4-(3)-①」参照)

6-(3)-③ 社会福祉法人に対する指導検査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導検査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

(「地域福祉計画4-(3)-②」参照)

6-(3)-④ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

事業者連絡会を通じて事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築していきます。事業者連絡会で明らかとなった課題に応じた研修を実施し、事業者のスキルアップを図ります。

7 推進体制の整備

本計画を効果的、総合的に進めていくため、当事者、家族、支援者のネットワークをより充実するための支援を行うとともに、障がい者地域自立支援協議会を中心にして保健・医療・福祉・教育分野をはじめ、権利擁護、産業・就労、交通、住宅等関係団体等との連携の強化を図ります。

(1) 計画の推進体制

7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による、障がい者地域自立支援協議会では、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や、先進事例等の調査研究を行うなど、さらなる運営推進を図ります。

7-(1)-② 関連個別計画との連携・整合

地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画など、ライフステージに応じた個別計画との連携・整合を図るとともに、教育、スポーツ分野などの関連計画との連携、協働に取り組みます。

(2) 関係機関等との連携

7-(2)-① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化

障がい分野だけでなく、保健、医療、高齢者、保育、教育など様々な分野の関係機関の連携・協力（横の連携）を強化し、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業等、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療や相談支援の充実に取り組む地域支援体制を確立するとともに、障がい者（児）のライフステージや状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）の提供に努めます。

これら関係機関ネットワークの構築については、障がい者地域自立支援協議会を活用し、様々な視点から施策の検討を行います。

また、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、障がいのある人たちを支える様々な分野の担当者が定期的に顔を合わせ、情報や課題を共有・検討する機会をつくります。

7-(2)-② 福祉総合案内の充実

手話通訳者等の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉・保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

（「地域福祉計画4 - (2) - ②」参照）

7-(2)-③ 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や、民生・児童委員をはじめ、NPO 法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的には、ほのぼのネット活動（小地域福祉ネットワーク活動）等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。

（「地域福祉計画5 - (2) - ①」参照）

～ 課題解決のためのアイデア・意見等 ～ (三鷹市障がい者地域自立支援協議会より)

6つの重点課題を解決するためのアイデア・意見として、三鷹市障がい者地域自立支援協議会にて、以下のような意見が出されました。

1 情報提供

- ・ 受信機器のレンタル等を行う。
- ・ 障がい者のためのしおりについては、街中の目のつくところに置いたり、精神科のクリニックやそれぞれの専門の医療機関などの待合室に置いたり、配布方法を工夫する。
- ・ 障がい者のためのしおりは分厚いので、障がい種別ごとのもう少し薄いリーフレットを作ってはどうか。実際に障がいのある人が読むには、自分以外の障がいの人の情報が多くなってしまう。自分の障がいのみ見られるようになれば、もう少し手に取りやすくなり、開く頻度も増えるのではないかな。
- ・ 情報にアクセスしやすいよう、視覚障がい者には点字のしおりがあったほうがよい。障がい者全般のものもあったほうがよい。
- ・ 文字情報だけでなく、サービス等を利用することによって、地域でどのように暮らしていけるのか、具体的なイメージをつかめるようにする。
- ・ 制度の説明だけでなく、「三鷹市で（より）暮らしやすくするために」というようなバージョンがあってもよい。（暮らし方の情報提供を行っていくということ）
- ・ 知的的分野では、マップ、イラスト、写真などが非常に有効なので、そのように障がいの種別に配慮した情報提供を考えてはどうか。
- ・ 「家を探す」や「サービスを使う」といった想定できるシーンごとにどのような支援があるのかという情報を発信するとわかりやすいと思う。

2 就労の促進

- ・ 正規雇用ではなくても短い時間の雇用など様々なタイプの雇用の方法があるので、雇用の経験を地域の中で話せる場があるとよい。
- ・ 雇う側と働く側の経験交流ができるような機会を、商工会と市役所でタイアップして定期的にできる機会があるとよい。
- ・ 受入れ側が心配して就労が難しい。知識が伝わっていない。企業へ積極的に働きかける。
- ・ 受入れ側にいろいろ心配していることがあるので、不安解消のための説明用のパンフレットを作成してはどうか。
- ・ 市内にどのような企業があり、どのような仕事があるかを把握し、具体的な就労移行メニューを検討する。

- ・ 就労支援のためのサポーターが、就労支援センターだけでなく、いろいろなところにもっといるといい。
- ・ 特別支援学校では、企業側に学校のことを知ってもらう見学会のような取り組みを行っている。このような取り組みをさらに進めて、企業側に知ってもらう機会をつくるとよいのでは。
- ・ 発達障がい者への対応については、義務教育からの連携ができるとよい。15～18歳に目に見える支援が必要。
- ・ 保健所に相談コーナーを設けるなど、地域で気軽に相談できる環境を整える。
- ・ 府中の保健所までは遠く、現実問題として引きこもりの人や発達障がいの人は、電車に乗れない人・人混みに出られない人も多い。できれば身近な三鷹市内に相談できる場所があったほうがよい。
- ・ 身近な相談窓口として、保健所の地区センター（武蔵野三鷹地域センター）の相談窓口をもっと活用できないだろうか。

3 地域移行

- ・ 退院後・退所後は本人がプレッシャーを感じているので、プログラムの充実やアクセスのしやすさなどの地域活動支援センターの機能を向上し、居場所が作れるシステムが必要である。
- ・ グループホームの確保。
- ・ TOKYO チャレンジネットは、頑張っているのに住まいがない人や、低所得の若者などに、住宅相談を行いながら、保証会社についても何社もチャレンジするなど東京都が行っている事業。
- ・ 家賃補助を行う。
- ・ 保証人やアパートオーナーを対象としたピンポイントの勉強会を行う。
- ・ 障がいについて知らない住民も多いので、地域での講座や学習会なども効果的である。
- ・ 地域や企業、学校などで障がい者を支える人をつくるセミナーをやってほしい。
- ・ 地域住民の理解を得るためのアプローチについては、ピンポイントで啓発活動を積極的に行っていく必要がある。
- ・ 地域ケアネットワークを活用する。
- ・ 地域の子どもたちが関わる（知る）きっかけを作りたい。

4 障がい児支援

- ・ 卒業後の支援を充実させる必要がある。就学中は放課後等デイサービスを利用して6時くらいに帰宅していたが、18歳になって生活介護事業所や就労継続支援B型に通うと4時くらいに帰宅することになるので親御さんがたいへんという話もある。子ども発達支援センター等を活用して、いろいろな情報を駆使して支援していく必要がある。
- ・ 福祉訪問員制度での支援。

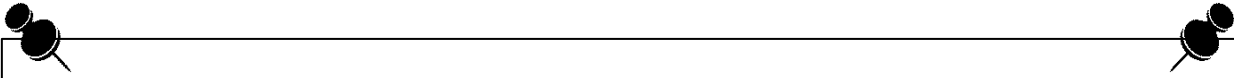
- ・ 親への支援だけでなく、きょうだいへの支援も必要である。
- ・ 当事者や家族が参加できるイベントを！
- ・ 親のレスパイトもさらに必要になる。いまでもママ友の情報交換会なども行っていると思うが、そういったつながりもさらに促進していく必要がある。
- ・ 医療的ケア児に対する支援方法も検討すべきという課題については、縦横の連携促進のほかにも、ハード面（受け皿）も現実的に考えていく必要がある。

5 地域での生活のしやすさ

- ・ ライフステージに切れ目なく支援するには、公的機関を含めて各事業所で情報共有ができる仕組みをつくる必要がある。
- ・ 生活全般についての相談ができる場所をつくる必要がある。
- ・ いまの制度だと児童・障がい者・高齢者と分断されてしまうので、分断されないように支援する仕組み・仕掛けを地域でつくる必要がある。高齢分野では浸透しているので、そのシステムにのっかってはどうか。
- ・ 地域生活支援拠点の整備については、24時間相談できる体制の整備が必要になる。ニーズが高い。
- ・ 緊急時の受け入れ先は、地域生活支援拠点の整備において重点課題である。
- ・ ヘルプマーク・ヘルプカードについては、一般の人が知らないなので、身につけていても効果が薄い。周知を図ったほうがよい。例えば、バス停の目立つところに貼ったり、チラシを配布するとか、小学校の道徳の時間などで周知を図るとか。
- ・ 外見からはわかりにくい聴覚障がいや内部障がいについては、さらに周知を図る必要がある。
- ・ 市民後見人の理解が、関係者の中で進んでいない。関係者への啓発を積極的にやる必要がある。
- ・ 人財の発掘ができるような働きかけも必要。

6 相談支援

- ・ 個別のケースカンファレンスなどもあるが、定期的な機会の提供が必要になる。分野が違くと難しい面もあるが検討する必要がある。
- ・ 電話や会議だけでなく、学習会などを通じて、目的を共有化できる取り組みが必要。
- ・ 市内の相談支援体制として地域生活支援拠点をどう活用していくかという課題では、それぞれの利用者のニーズについてはアンケート等で見えてきたが、様々な資源（いろいろな事業所）の困り感、取り組みに対してどのような意識・姿勢で臨むのかを調査してもよいのではないかと。そうしないと地域生活支援拠点のイメージが描きにくい。
- ・ 障がい当事者が地域ケアネットワークの委員になるように働きかける。
- ・ 基幹相談支援センターがより充実するために、地域生活支援拠点が整備されたときには、つなぎをする、リードするなどの役割が求められる。

- 
- ・ 障がい種別については、それぞれの障がいに特化した事業所があるので、専門性を生かせるような取り組みのほうがよい。
 - ・ 分野にかかわらず相談できる窓口が必要ということについては、相談支援事業所については、相談を受けているということが一目でわかるような共有のマークを作ると、広く住民に周知できる。
 - ・ 相談機関のマークは統一し、分野で色分けなどをする。相談を受けた後は連携する。
 - ・ 相談支援機関のマップ（市内）を作っていくといいのではないか。

第6章 国の基本指針に基づく成果目標

本市では、国の基本指針及び東京都の考え方を踏まえ、以下の成果目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

平成 32 年度（2020 年度）末までに、施設から 13 人が地域生活へ移行し、施設入所者数を平成 28 年度（2016 年度）末から 3 人削減することを目標とします。

項目	目標
地域移行者数の増加	⇒ 13 人 (平成 28 年度(2016 年度)の施設入所者数 136 人の 9%)
施設入所者の削減	⇒ 3 人 (平成 28 年度(2016 年度):136 人 → 平成 32 年度(2020 年度):133 人 2%減)

<参考：国の基本指針>

平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成 32 年度（2020 年度）末の施設入所者数を平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数から 2 パーセント以上削減することを基本とする。

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度（2020 年度）末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	⇒ 平成 32 年度（2020 年度）末までに設置
入院後 3 か月時点の退院率	⇒ 69%
入院後 6 か月時点の退院率	⇒ 84%
入院後 1 年時点の退院率	⇒ 90%
在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少	⇒ 45 人

<参考：国の基本指針>

平成 32 年度（2020 年度）末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

入院後 3 か月時点の退院率については 69 パーセント以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84 パーセント以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90 パーセント以上とすることを基本とする。

3 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

平成 32 年度（2020 年度）末までに、地域生活支援拠点等を整備します。

項目	⇒	目標
地域生活支援拠点等の整備		平成 32 年度（2020 年度）末までに整備

<参考：国の基本指針>

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 32 年度（2020 年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

平成 32 年度（2020 年度）中に、53 人が就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行することを目標とします。

平成 32 年度（2020 年度）末における就労移行支援事業の利用者を 100 人とすることを目標とします。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標とします。

新規事業である就労定着支援事業については、利用者の職場定着率を 8 割以上とすることを目標とします。

項目	⇒	目標
施設利用者のうち一般就労に移行する者の増加		53 人 (平成 28 年度(2016 年度):35 人の 1.5 倍) かけはし利用による一般就労者数は 39 人 (平成 28 年度(2016 年度):26 人の 1.5 倍)
就労移行支援事業の利用者の増加		64 人 (平成 28 年度(2016 年度):53 人の 2 割増加)
就労移行支援事業所のうちの就労移行率が 3 割以上の事業所の割合		50%
就労定着支援利用者の職場定着率		80%

<参考：国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成 32 年度（2020 年度）中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成 28 年度（2016

年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度(2020年度)末における利用者数が平成28年度(2016年度)末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

5 障がい児支援の提供体制の整備

平成30年度(2018年度)末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	⇒ 設置済み 平成29年(2017年)4月に児童発達支援センターとして、三鷹市子ども発達支援センターを開設
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	⇒ 保育所等訪問支援実施中
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	⇒ 児童発達支援：2か所(平成29年度(2017年度)：2か所) 放課後等デイサービス：1か所(平成29年度(2017年度)：1か所)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	⇒ 平成30年度(2018年度)末までに設置

<参考：国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度(2018年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第7章 サービス必要量の見込み及び必要量確保のための方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理・洗濯及び掃除などの家事を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(時間)	2,956	3,035	3060	3,254	3,302	3,351
(人)	167	170	181	174	177	179

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

障がい者の高齢化による介護保険サービスの訪問介護を利用するケースの増加などから、減少・横ばい傾向が続いていましたが、平成26年（2014年）より概ね増加傾向にあり、利用人数、サービス量ともに今後も増加する見込みです。

介護保険サービスと障害福祉サービスの併給に関しては、介護支援専門員（ケアマネジャー）や、障がい担当ケースワーカー等関係機関の連携を図り、必要なサービスがいきわたるよう配慮します。

また、課題となる居宅介護の担い手の確保については、事業者連絡会等と連携し、方策の検討を行っていきます。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(時間)	6,826	6,809	6,798	6,230	6,230	6,230
(人)	20	20	19	20	20	20

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

障がい者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行等により、減少・横ばい傾向にあります。

平成29年（2017年）10月現在、市内には30事業所が整備されていますが、それぞれの障がいに対応した事業所の整備・充実が課題となっています。サービス提供できる事

業所が増えていくよう、居宅介護サービス事業所等に対し、働きかけを行っていきます。

(3) 同行援護

視覚障がいの方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他必要な援助を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(時間)	782	740	820	772	772	772
(人)	34	31	32	33	33	33

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者数は平成24年（2012年）をピークにやや減少傾向にあります。減少幅は小さく、平均33人前後で推移しています。

平成29年（2017年）10月現在、市内には7事業所が整備されていますが、利用者の多くは特定の事業所に頼っている現状です。介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、高齢化等の進展に伴い、利用ニーズが拡大することを踏まえ、今後も引き続き利用者・事業者等に制度の周知を図ります。

(4) 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(時間)	443	512	571	565	592	619
(人)	18	18	18	21	22	23

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用人数はやや増加傾向にあり、過去の相談実績等から今後もサービス利用ニーズは増加傾向にあると考えられます。

平成29年（2017年）10月現在、市内には4事業所が整備されていますが、未だ十分ではないため、居宅介護事業所等に働きかけるとともに、担い手の確保について検討していきます。

(5) 重度障がい者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(時間)	0	0	0	200	200	200
(人)	0	0	0	1	1	1

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

把握している利用ニーズはありません。また、サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、平成29年（2017年）10月現在、市内において重度障害者等包括支援を提供する事業所はなく、利用希望がある場合には、近隣事業所（武蔵野市1か所）の利用や、本人の障がいの程度等を勘案し、適切なサービスを組み合わせ提供しています。

今後も、制度の周知を進めながら利用ニーズの把握に努めるとともに、重度障害者包括支援サービス提供事業者の誘致などの働きかけを行います。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	5,562	5,726	5,776	5,833	5,891	5,950
(人)	279	288	294	301	308	315

※ 人日分：1か月あたりの述べ利用日数

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用人数は概ね増加傾向にあり、特別支援学校卒業生等の新規利用や地域移行者の利用も見込まれるため、今後も増加傾向にあると考えられます。

平成29年（2017年）10月現在、市内には7事業所（定員192人）が整備されています。調布基地跡地に整備する予定の障がい者福祉施設において事業を検討・協議しており、今後の確保について引き続き検討していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	0	41	21	21	21	21
(人)	0	2	1	1	1	1

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用人数は1～2人で推移しており、横ばい傾向にあります。

平成29年（2017年）10月現在、市内には自立訓練（機能訓練）を提供する事業所はなく、引き続き近隣市における事業所との連携を図っていく必要があります。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

[実績]		[見込量]				
障がい福祉計画（第4期）		計画値				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	181	101	198	207	216	226
(人)	14	10	19	21	23	25

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

精神科病院等からの地域移行者によるニーズから、今後も増加すると見込まれます。

平成29年（2017年）10月現在、市内に整備されているのは1事業所のみなので、近隣市における事業所との連携を図るとともに、事業者の参入を促す取り組みを検討する必要があります。

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[実績]		[見込量]				
障がい福祉計画（第4期）		計画値				
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	747	921	854	1,026	1,078	1,113
(人)	46	53	53	56	59	62

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は増加傾向にあり、就労継続支援事業の利用者の中にも本事業の潜在的なニーズが確認できることから、今後も増加が見込まれます。

平成28年（2016年）に1事業所増え、平成29年（2017年）10月現在、4事業所が整備されており、引き続き事業所との連携を図っていきます。

(5) 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

[実績]			[見込量]			
障がい福祉計画（第4期）			計画値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	406	355	384	415	448	484
(人)	21	18	20	22	24	26

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用人数は概ね増加傾向にあります。平成29年（2017年）10月現在、市内には2事業所（定員42人）が整備されており、過去の相談実績や特別支援学校卒業生等によるニーズを勘案しても充足している状態と考えられます。

(6) 就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

[実績]			[見込量]			
障がい福祉計画（第4期）			計画値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	6,016	5,905	6,567	6,869	7,184	7,514
(人)	399	413	442	465	489	514

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成29年（2017年）10月現在、17事業所（定員374人）が整備されており、利用者は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

障がい者の工賃の向上を図るため、障がい者等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）等を活用し、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等に向けた支援を行います。

また、障害者優先調達推進法に基づく市による物品及び役務の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることにより、障がい者の自立生活の促進と、障がい者就労支援施設等の安定的な運営を支援します。

(7) 就労定着支援

一般就労した障がいのある方で、環境の変化などにより心身に問題が起きている方に対して、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連絡調整を行います。

[見込量]

	計画値		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	10	12	14

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成30年度（2018年度）から開始される新しいサービスのため、国や東京都の動向を踏まえながら、市内・近隣市の事業所と連携し、利用者へ制度の周知を図ります。

成果目標では、平成32年度（2020年度）に一般就労へ移行する者の人数を、平成28年度（2016年度）実績35人の1.5倍にあたる53人としており、そのうちの39人を障がい者就労支援センター「かけはし」利用によるとしています。

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[実績]

[見込量]

	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	19	19	18	20	20	20

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

過去の相談実績等から、概ね横ばいを見込んでいます。

平成29年（2017年）10月現在、市内に事業所はなく、近隣市（武蔵野市、調布市、小金井市、狛江市）においても、府中市に1か所のみ（府中療育センター（都施設））整備されています。

利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、施設との連携を図り対応を進めていきます。

(9) 短期入所（福祉型）

自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	466	663	701	741	783	827
(人)	46	74	74	76	78	80

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は概ね増加傾向にあり、今後も障がい者（児）の高齢化・重度化等により、家族支援利用などのニーズも増加すると考えられます。調布基地跡地に整備する予定の障がい者福祉施設において事業を検討・協議しており、今後の確保について引き続き検討していきます。

(10) 短期入所（医療型）

自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、病院や診療所等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	40	40	46	49	52	55
(人)	7	8	10	12	14	16

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は概ね増加傾向にあり、今後も障がい者（児）の高齢化・重度化等により、家族支援利用などのニーズも増加すると考えられます。調布基地跡地に整備する予定の障がい者福祉施設において事業を検討・協議しており、今後の確保について引き続き検討していきます。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	152	157	161	179	189	199

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は増加傾向にあり、過去の相談実績、特別支援学校卒業生等の利用ニーズ、精神科病院等からの地域移行者によるニーズなどにより、引き続き増加を見込んでいます。

グループホームの整備推進にあたっては、事業者等に対し、国・都の補助金等に係る情報提供など必要な設置支援等を行ってまいります。

(2) 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	132	140	139	139	139	139

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

障がい者の高齢化・重度化に伴い、利用ニーズは増加傾向にありますが、死亡や入院等による退所も見込まれるため、利用者は概ね横ばいと考えられます。

また、福祉施設入所者の地域移行を推進する観点から、本人の意思や希望等を把握し、グループホーム等への移行、それに伴う障害福祉サービス等の利用調整などを積極的に行ってまいります。

(3) 自立生活援助

グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

[見込量]

	計画値		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	1	1	1

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成30年度（2018年度）から開始される新しいサービスのため、国や東京都の動向を踏まえながら、市内・近隣市の事業所と連携し、利用者へ制度の周知を図ります。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	174	208	198	232	245	258

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成29年（2017年）10月現在、市内には計画相談支援を行う事業者（指定特定相談支援事業者）が13事業者あり、障害福祉サービス事業者や一般相談支援事業者との連絡調整を行ったり、障害福祉サービスまたは地域相談支援給付決定に係るサービス利用計画の作成を行っています。

今後は、市役所内に設置している基幹相談支援センターを中核として、市内の相談支援事業者（委託事業）及び指定特定相談支援事業者等との協働により、計画作成の質の向上、課題の共有等を行っていきます。

[市内の指定特定相談支援事業者]

事業所名	主たる対象者
三鷹市障がい者自立支援センターゆー・あい	精神障がい者
障がい者相談センター つなぐ手	知的障がい者、障がい児
障がい者計画相談センターくも	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
ひまわり	精神障がい者
三鷹市北野ハピネスセンター	身体障がい者、知的障がい者、障がい児
じゅうと生活サポートセンター	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等対象者
相談支援事業所にじネット	知的障がい者
相談支援事業所にじアート	知的障がい者、障がい児
めだか相談室	精神障がい者
長谷川病院特定相談支援事業所	身体障がい者、精神障がい者
相談支援事業所 結い	知的障がい者、障がい児
野の花	精神障がい者
三鷹市子ども発達支援センター	障がい児

(2) 地域移行支援

障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障がいのある方について、住居の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談を行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	2	5	1	12	12	12

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

福祉施設入所者や精神科病院からの地域移行の増加を見込んでいます。

平成29年（2017年）10月現在、市内には3事業所が整備されており、事業所数としては充足していると考えられますが、知的障がいに対応した事業所がないため、この整備が課題となっています。

今後、障がい者の地域生活を一層促進するよう、指定一般相談支援事業所（支援者）や医療機関、福祉施設等と連携し、基幹相談支援センターを中心に、支援対象者の把握や意向の確認に努めていきます。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある方について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問などを行います。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	2	8	7	10	10	10

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

地域移行支援により退所・退院した後に地域生活に定着するまでの間に、サービス利用ニーズが発生すると考えられます。

平成29年（2017年）10月現在、市内には3事業所が整備されていますが、事業者のさらなる参入を促す取り組みを検討する必要があります。

また、基幹相談支援センターや、市単独事業である「三鷹市障がい者入居支援・居住継続支援事業」、「三鷹市認知症高齢者・精神障害者等在宅生活支援事業」等の関連サービスとの連携により、より効果的な地域定着支援のあり方について検討していきます。

5 地域生活支援事業等

(1) 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者・児(ただし児童は小学生以上)に、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的として、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等を支援します。

[実績]			[見込量]			
障がい福祉計画(第4期)			計画値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(時間)	38,526.5	37,674.5	37,929	40,793	42,309	43,881
(人)	278	293	295	304	315	327

※ 実績値と計画値は1年分(平成29年度(2017年度)は実績見込み値)

<見込量の確保等にあたって>

利用者は増加傾向にあります。支給決定を受けた方が、希望通りにガイドヘルプを利用できるよう、引き続き養成研修を実施して、従事者の確保を図っていきます。

(2) 日中一時支援

障がい者(児)に日中の活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息による家族支援を目的とします。

[実績]			[見込量]			
障がい福祉計画(第4期)			計画値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(年間延べ日数)	1,274	1,069	1,093	1,180	1,180	1,180
(人)	44	43	51	51	51	51

※ 実績値と計画値は1年分(平成29年度(2017年度)は実績見込み値)

<見込量の確保等にあたって>

利用者は平成29年度(2017年度)に増加していますが、日中一時支援を提供する事業所が少ないことから、概ね横ばいと考えられます。生活介護事業所や就労継続支援事業所の活動後の居場所としてのニーズもあるため、事業者の参入を促す取り組みを検討する必要があります。

(3) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員を派遣する事業、市役所に手話通訳者を設置する事業です。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
(人)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	629	860	860	866	872	878

※ 実績値と計画値は1年分（平成29年度(2017年度)は実績見込み値）

<内訳>

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
手話通訳者派遣	685	690	695
要約筆記者派遣	16	17	18
読み書き支援員派遣	115	115	115
手話通訳者設置事業	50	50	50

<見込量の確保等にあたって>

手話通訳者派遣事業の利用者は、増加傾向にあります。また、障害者差別解消法の施行により、合理的配慮の提供の観点から、市の事業への手話通訳者・要約筆記者の派遣も増加が見込まれます。

平成28年度（2016年度）より手話通訳者設置事業を開始し、週1回市役所に手話通訳者を設置していますが、利用者により周知を図っていきます。

今後も引き続き、三鷹市登録手話通訳者会や東京手話通訳等派遣センター、社会福祉協議会と協働して事業を行っていきます。

(4) 日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者（児）の日常生活の不便を改善するため、用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具（住宅改修費））の給付を行います。

[実績]			[見込量]		
障がい福祉計画（第4期）			計画値		
平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(件) 2,936	2,791	3,283	3,381	3,482	3,586

※ 実績値と計画値は1年分（平成29年度(2017年度)は実績見込み値）

<内訳>

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	13	14	15
自立生活用具	23	24	25
在宅療養等支援用具	16	17	18
情報・意思疎通支援用具	31	32	33
排泄管理支援用具	2,900	2,950	3,000
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	18	20	22

<見込量の確保等にあたって>

各種で利用料が増加しています。特に排泄管理支援用具は、平成30年度（2018年度）から対象が増えることもあり、今後も増加する見込みです。

引き続き、必要な方が必要なサービスを利用できるよう「障がい者のためのしおり」や障害者手帳取得時などに丁寧な情報提供を心がけます。

(5) 手話講習会事業

聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑にして、社会参加の促進を図るため、手話通訳者を養成する手話講習会を開催します。

[実績]			[見込量]		
障がい福祉計画（第4期）			計画値		
平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人) 89	83	90	100	100	100

※ 実績値と計画値は1年分（平成29年度(2017年度)は実績見込み値）

<見込量の確保等にあたって>

三鷹市聴覚障がい者協会と協働のうえ、手話通訳者の養成に努めます。

(6) 地域活動支援センター

障がい者の創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	109	105	105	110	113	115

※ 実績値と計画値は1年分（平成29年度(2017年度)は実績見込み値）

<見込量の確保等にあたって>

平成29年（2017年）10月現在、市内には2か所（ゆー・あい（Ⅰ型）、地域活動支援センターまちかど（Ⅱ型））を整備しています。利用者数は微増を見込んでいますが、センター数は充足していると考えられます。

(7) 社会参加促進事業

障がい者の地域での豊かで文化的な生活を確保することにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業です。

	[実績]			[見込量]		
	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人)	1,462	1,604	1,726	1,750	1,770	1,790

※ 実績値と計画値は1年分（平成29年度(2017年度)は実績見込み値）

内訳：パソコン講習会、水泳教室、作品展、点字・声の広報、自動車運転免許取得・改造費助成

<見込量の確保等にあたって>

障がい者地域自立支援協議会等を通じ、福祉ニーズ等の把握に努めるとともに、必要に応じて施策の充実・改善などを検討します。

6 (障がい児) 通所支援、相談支援

(1) 児童発達支援

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。また、通所による支援のほか、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援などの地域支援も行います。

		[実績]			[見込量]		
		障がい福祉計画（第4期）			計画値		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)		718	759	862	927	1,026	1,125
(人)		58	78	83	96	106	116

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は増加傾向にあります。平成29年（2017年）10月現在、市内には5事業所整備されており、一定程度の確保はできていると考えられますが、ニーズはさらに増加すると見込まれます。

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

		[実績]			[見込量]		
		障がい福祉計画（第4期）			計画値		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)		23	21	14	30	40	40
(人)		2	2	2	3	4	4

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は概ね横ばい傾向にあります。

平成29年（2017年）10月現在、市内には事業所はありません。特別な医療体制を必要とすることから、該当する障がい児のニーズを把握し、提供体制の充実について検討していきます。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどがあり、障害児通所支援を利用するために外出することがとても難しい障がい児に対して、そのお宅を訪問して発達支援を行います。

[見込量]

	計画値		
	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	10	10	10
(人)	2	2	2

※ 計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成30年度（2018年度）から開始される新しいサービスのため、国や東京都の動向を踏まえながら、市内・近隣市の事業所と連携し、利用者へ制度の周知を図ります。

(4) 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

[実績]

[見込量]

	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	1,128	1,651	2,014	2,160	2,306	2,452
(人)	108	159	197	212	227	242

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

利用者は増加傾向にあり、事業所も増加しています。平成26年（2014年）10月時点では、市内に整備されていたのは2事業所でしたが、平成29年（2017年）10月現在では、9事業所が整備されています。

今後は、放課後等デイサービス事業所運営連絡会等と連携しながら、サービスの質の確保についても検討していきます。

(5) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。

[実績]

[見込量]

	障がい福祉計画（第4期）			計画値		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(人日分)	0	0	2	20	20	20
(人)	0	0	2	20	20	20

※ 実績値と計画値は、各年度の10月分（1か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成 29 年度（2017 年度）に市内に 1 事業所が整備されました。障がい児のニーズを把握し、提供体制の充実について検討していきます。

(6) 障害児相談支援

サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

	[実績]			[見込量]		
	第 4 期 実績値			計画値		
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
(人)	48	55	55	59	63	67

※ 実績値と計画値は、各年度の 10 月分（1 か月あたり）

<見込量の確保等にあたって>

平成 27 年度（2015 年度）から障害福祉サービス利用者すべてにサービス等利用計画の作成が求められるようになり、今後も増加を見込んでいます。

平成 29 年度（2017 年度）に整備された子ども発達支援センターにおいても、相談支援機関等との連携や関係機関とのネットワーク構築を進め、発見・相談・療育のワンストップサービスに取り組むなど事業の充実を図ります。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

	[見込量]		
	計画値		
	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
(人)	0	0	1

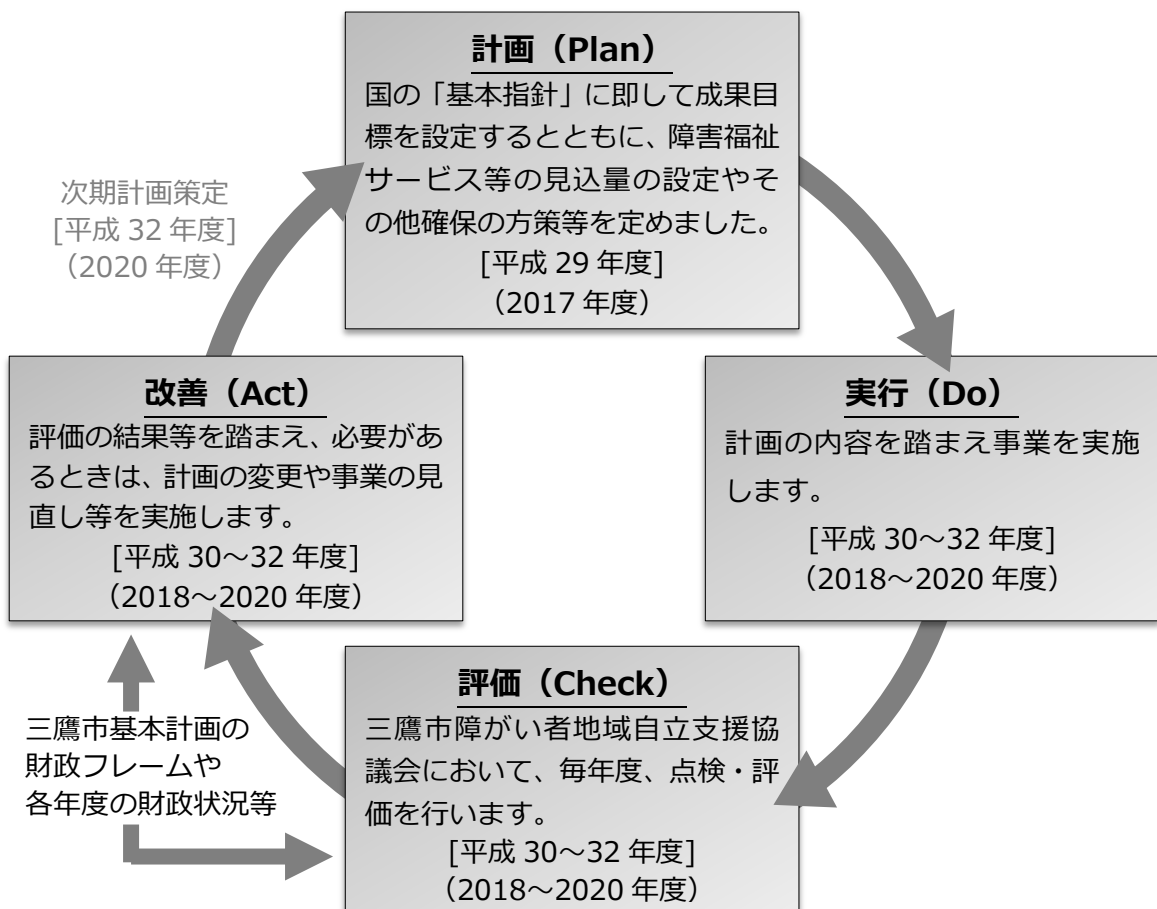
<見込量の確保等にあたって>

今後、東京都が実施する養成研修の開催状況を踏まえて、コーディネーターを配置していきます。

第8章 計画の進捗状況の分析・評価

障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）の成果目標及び活動指標（障害福祉サービス等の見込量）については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、毎年度、点検・評価を行うとともに、第4次三鷹市基本計画（第1次改定）の財政フレームや各年度の財政状況等も踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

《成果目標及び活動指標における PDCA サイクルのプロセスイメージ》



資料 1 計画策定の経緯

資料 2 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿（第 5 期）

資料 3 諮問文

資料 4 答申文

資料 1 計画策定の経緯

1 三鷹市障がい者地域自立支援協議会

回	開催日	議題
第1回	平成29年(2017年) 5月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1 依頼状の交付 2 自己紹介 3 会長、副会長の選任 4 市長あいさつ 5 協議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 協議会の位置付けについて (2) 平成29年度の進め方について (3) スケジュールについて 6 平成28年度三鷹市障がい者等実態調査結果報告について
第2回	平成29年(2017年) 6月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第4期障がい福祉計画の振り返り(重点課題の現状及び第5期障がい福祉計画のあり方の検討(検討テーマの確認)について
第3回	平成29年(2017年) 7月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5期障がい福祉計画のあり方の検討(検討テーマの確認)について <p>＜グループワーク方式での検討の様子＞</p>  
第4回	平成29年(2017年) 9月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5期障がい福祉計画骨格案について
第5回	平成29年(2017年) 10月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者計画・障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)(素案)について 2 専門部会のあり方検討会における検討状況について
第6回	平成30年(2018年) 1月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 三鷹市障がい者(児)計画案について

2 その他の会議等

開催日等	内容
平成 29 年 (2017 年) 8 月 18 日	三鷹市健康福祉審議会
平成 29 年 (2017 年) 11 月 20 日	三鷹市健康福祉審議会
平成 29 年 (2017 年) 12 月 18 日 ～平成 30 年 (2018 年) 1 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 (2018 年) 2 月 15 日	三鷹市健康福祉審議会 (諮問・答申)

資料2 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿（第5期）

選出枠	No.	氏名	所属
1 公募委員	1	山本 亜希	公募委員
2 障がい当事者 (4人)	2	鈴木 真由美	身体障がい当事者
	3	檜垣 知子	知的障がい当事者
	4	黒川 常治	精神障がい当事者
	5	小泉 隆司	一般社団法人 全国膠原病友の会東京支部
3 障がい者家族会 関係 (3人)	6	加藤 亮一	三鷹市中心身障害者(児)親の会
	7	風間 祐子	一般社団法人 発達障がいファミリーサポート Marble
	8	愛沢 美雪	障がい者相談員
4 障がい福祉サ ービス事業者等か らの推薦(4人)	9	新津 健朗	社会福祉法人 にじの会
	10	大野 通子	社会福祉法人 巣立ち会
	11	佐保田 葵	特定非営利活動法人 みたか街かど自立セ ンター
	12	矢野 勝巳	社会福祉法人 三鷹授恵会
5 関係機関・団体 からの推薦 (7人)	13	三好 健夫	府中けやきの森学園
	14	石井 克枝	三鷹公共職業安定所
	15	渡辺 雅令	三鷹市医師会
	16	坂本 恭一	三鷹商工会
	17	畑田 よう子	三鷹市民生・児童委員協議会
	18	佐藤 美香	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
	19	鴻丸 恵美子	東京都多摩府中保健所
6 学識経験者	20	大木 幸子	杏林大学

資料3 諮問文

29 三健地第 673 号
三鷹市健康福祉審議会

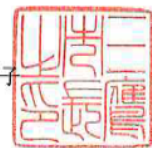
三鷹市健康福祉総合条例第 37 条第 2 項に基づき、三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画（案）及び三鷹市障がい者（児）計画（案）の各案について諮問する。

記

- 1 三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画（案）
別添のとおり
- 2 三鷹市障がい者（児）計画（案）
別添のとおり

平成 30 年 2 月 15 日

三鷹市長 清原 慶子



資料4 答申文

29 三健審答申第 1 号
平成 30 年 2 月 15 日

三鷹市長 清原慶子 様

三鷹市健康福祉審議会
会長 角田 徹



三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画（案）及び三鷹市障がい者（児）計画（案）の各案について

平成 30 年 2 月 15 日付け 29 三健地第 673 号で諮問のあった標記の件について、
当審議会はこれを了承する。



三鷹市障がい者（児）計画

平成30年（2018年）3月

編集・発行 三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課
〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1
電 話 0422-45-1151
(内線) 2616～2619・2651～2657
ファックス 0422-47-9577
メール shien@city.mitaka.tokyo.jp

表紙の絵は、くるみ幼稚園の園児 の作品です。